「居宅介護支援」利用契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人上島町社会福祉協議会（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者から提供される居宅介護支援を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第１章　総則

（契約の目的）

第１条　事業者は介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、居宅介護支援を提供します。

２　サービス内容の詳細は、重要事項説明書に記載のとおりとします。

（契約期間）

第２条　本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の２日前までに利用者から契約終了の申し出がない場合は，本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

（介護支援専門員）

第３条　事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員（以下「ケアマネージャー」という。）を利用者のサービス担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にその氏名を通知します。

（居宅サービス計画）

第４条　事業者は、ケアマネージャーに居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という。）の作成に関する業務を担当させるものとします。

２　ケアマネージャーは、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族と面接の上、情報の収集を行い、解決すべき課題を把握します。

３　ケアマネージャーは、ケアプランの作成の開始に当たっては、当該地域における居宅サービス事業者に関してサービスの内容、利用料金等の情報を適正に利用者またはその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとします。

４　ケアマネージャーは、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、居宅サービス事業者を紹介し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

５　利用者は、ケアマネージャーがケアプランに位置付けた居宅サービス事業者の選定理由の説明を求めることができます。

６　ケアマネージャーは、利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだケアプランの原案を作成します。

７　ケアマネージャーは、前項で作成したケアプランの原案に盛り込んだ居宅サービス等について，保険給付の対象となるか否かを区別した上で，その種類，内容，利用料等について利用者及びその家族等に対して説明して、利用者の同意を得た上で決定す

るものとします。
8　その他、ケアプラン作成に関する必要な支援を行います。

（ケアプラン作成後の便宜の供与）

第５条　事業者は、ケアプラン作成後においても、次の各号に定める居宅介護支援を提供するものとします。

（１）　利用者及びその家族等、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、ケアプランの実施状況を把握します。

（２）　ケアプランの目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅介護サービス事業者との連絡調整を行います。

（３）　利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化及び利用者の意思を踏まえて、ケアプラン変更の支援、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

（ケアプランの変更）

第６条　利用者がケアプランの変更を希望した場合、または事業者がケアプランの変更が必要と判断した場合は、事業者と契約者双方の合意に基づき、ケアプランを変更します。

（介護保険施設の紹介）

第７条　事業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設を可能な限り紹介し、必要な情報の提供を行うものとします。

（給付管理）

第８条　事業者は、ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、愛媛県国民健康保険団体連合会に提出します。

（要介護認定等の申請に係る援助）

第９条　事業者は、利用者が要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」という。）更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

2　事業者は、ご利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

（ケアマネージャーの交替等）

第１０条　事業者は必要に応じ、ケアマネージャーを交替することができます。ただし、その場合には利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分注意するものとします。

2　利用者は、事業者が任命したケアマネージャーの交替を希望する場合には、当該ケアマネージャーが業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対してケアマネージャーの交替を申し出ることができるものとします。

第２章　事業者の義務

（事業者の記録作成・交付の義務）

第１１条　事業者は、利用者に対する居宅介護支援に実施について記録を作成し、その契約の完結日から５年間保管し、利用者または代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、またはその複写物を交付するものとします。

２　事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他契約者から申し出があった場合には、利用者に対し、直近のケアプラン及びその実施状況に関する書類を交付します。

（守秘義務）

第１２条　事業者は、ケアマネージャーまたは従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

２　前項にかかわらず、利用者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者またはその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第３章　サービス利用と料金の支払い

（サービス利用料金の支払い）

第１３条　事業者の提供する居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて，介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領できない場合は、利用者は重要事項説明書に定めるサービス利用料金の全額を事業者に対し、いったん支払うものとします。

２　前項のほか、利用者は、通常の事業実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けて居宅介護支援の提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。

（利用料金の変更）

第１４条　第８条第１項に定めるサービス利用料金について、介護保険給付体系に変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

第４章　損害賠償（事業者の義務違反）

（損害賠償責任）

第１５条　事業者は、本契約に基づく居宅介護支援の実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第１１条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、利用者に故意または過失が認め

られる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2　事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第５章　契約の終了

（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

第１６条　利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

（１）　利用者が死亡した場合

（２）　要介護認定又は要支援認定により利用者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合

（３）　利用者が介護保険施設に入所した場合

（４）　事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

（５）　事業所が介護保険指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

（６）　第１４条から第１６条に基づき本契約が解約又は解除された場合

（利用者からの中途解約）

第１７条　利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の２日前までに事業者に通知するものとします。

2　利用者は、事業者が作成したケアプランに同意できない場合は、本契約を即時に解約することができます。

（利用者からの契約解除）

第１８条　利用者は、事業者もしくはケアマネージャーが以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

（１）　事業者もしくはケアマネージャーが正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合

（２）　事業者もしくはケアマネージャーが第１２条に定める守秘義務に違反した場合

（３）　事業者もしくはケアマネージャーが故意又は過失により利用者及びその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（事業者からの契約解除）

第１９条　事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができるものとします。

（１）　居宅介護支援の実施に際し、利用者がその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（２）　利用者が、故意又は重大な過失により事業者若しくは介護支援専門員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第６章　その他

（身分証携行義務）

第２０条　ケアマネージャーは、常に身分証を携行し、初回訪問時およびご利用者やご家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

（緊急時・事故発生時の対応）

第２１条　利用者の容態に急変が生じた場合、事故が発生した場合は、速やかに医療機関、家族等に連絡を取るなど必要な対応を講じるものとします。

（相談・苦情処理等）

第２２条　事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援またはケアプランに位置づけた居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に迅速かつ適切に対応します。

（法令順守）

第２３条　事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意を持ってその義務を遂行します。

（協議事項）

第２４条　本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他所法令に定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書２通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各１通を保有するものとします。